

日本は168位

世界190カ国中

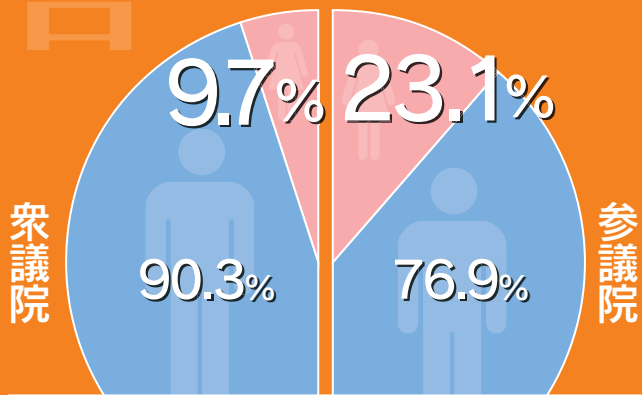
何がそんなに低いの!?



2022年3月作成

答

国会議員における女性比率



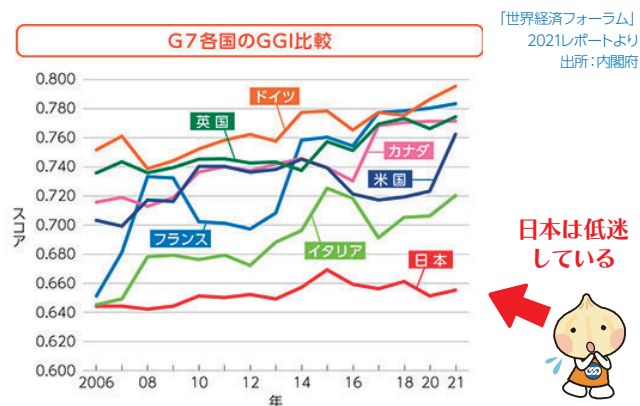
日本の女性議員割合*の順位は190カ国中**168位**と低迷

*衆議院議員の割合

出所：内閣府男女共同参画局

ジェンダー・ギャップ指数を見ると

日本は先進国の中で最低レベル

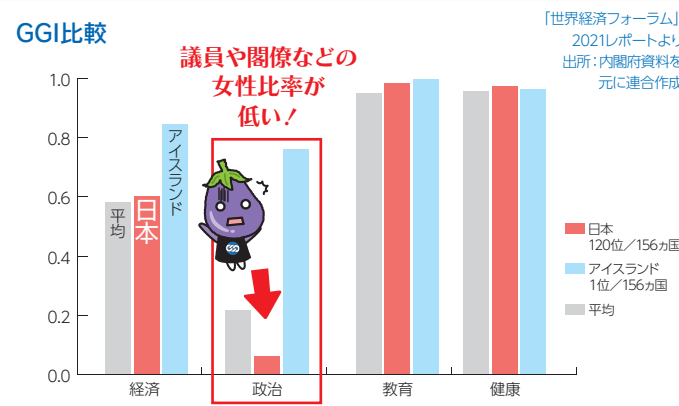


日本は低迷している

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) とは各国の男女格差を数値化したものです。経済、政治、教育、健康の分野毎に指数を算出しています。1に近いほど完全平等を表しており、日本は先進国で最低レベルになっています。

特に目立つのが政治分野で

議員や閣僚などの女性比率が低い

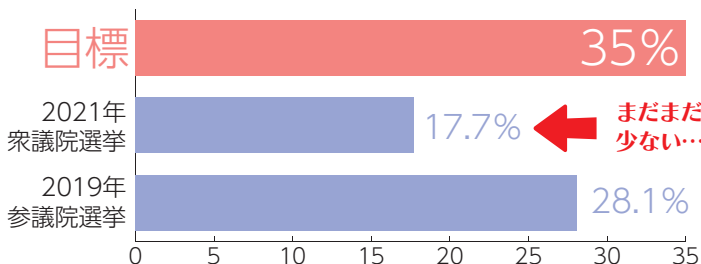


議員や閣僚などの女性比率が低い!

特に、「経済」および「政治」における順位が低くなっており、「経済」の順位は156カ国中117位 (前回は115位)、「政治」の順位は156カ国中147位 (前回は144位) となっています。

「第5次男女共同参画基本計画」では2025年に35%が目標

2020年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、候補者に占める女性の割合を2025年に35%とする目標を定めています。



まだまだ少ない...

もっと女性が国政に参画できる 社会に向け法整備が必要!

「政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する」ことを目的に、2018年に「政治分野における男女共同参画推進法」が成立、2021年に改正されました。(詳細は裏面参照)



男女を問わず立候補や議員活動をしやすい環境が必要だね!

女性の政治参画に向けた各国の取り組み



日本は戦前、女性に参政権がありませんでした。憲法や法律が整備され、女性の政治参画が進んできたんだよ

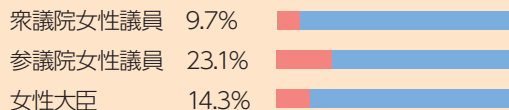
でも、日本はまだまだ女性が政治に参画しにくいんじゃないかな



日本



●女性の政治参画状況(国会)



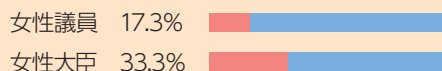
●女性の政治参画を促す主な取り組み

- 1945年 改正衆議院議員選挙法公布(女性の参政権が認められる)
- 1946年 戦後第1回総選挙で初の女性参政権行使、39名の女性議員誕生
- 1985年 女性差別撤廃条約批准 男女雇用機会均等法成立
- 1999年 男女共同参画社会基本法成立
- 2018年 政治分野における男女共同参画推進法成立

韓国



●女性の政治参画状況(国会)



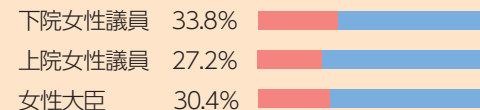
●女性の政治参画を促す主な取り組み

- 法制度** 法的候補者クォータ制の導入、女性候補者推薦補助金の支給、女性政治発展基金の創設、選挙運動における性別によるハラスメントの禁止(罰則規定)
- 政党** 党本部の最高意思決定機関や党内組織における女性枠(クォータ)の設置

イギリス



●女性の政治参画状況(国会)



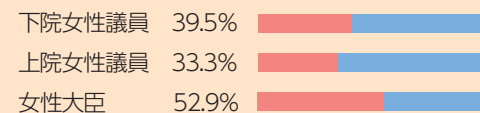
●女性の政治参画を促す主な取り組み

- 政党** ◆労働党によるクォータの取り組み
 - ・候補者リストに女性を含めることを義務化。女性指定選挙区制度の導入
 - ◆女性候補者に対するトレーニング
- 市民社会** 議員、政府機関、議会、公共団体、研究者が協働して政策ネットワークを構築し、調査やキャンペーンなどを展開

フランス



●女性の政治参画状況(国会)



●女性の政治参画を促す主な取り組み

- 法制度** 選挙によるパリテ規定(下院議員選挙で候補者が男女同数(パリテ)でない場合の罰金等)
- 議会** 女性の権利および男女の機会平等に関する調査団の創設、議会制度の整備
- 市民社会** パリテを推進するアソシアション(市民団体): エルバシ

各国資料出所: 内閣府男女共同参画局

みんなで 芳野会長からのメッセージ



Change・Challenge・Movement!

連合は、「政治分野における男女共同参画推進法」の実効性を高めるため、クォータ制導入に向けた必要な法整備を求めています。

また、政党による女性議員の発掘・育成を支援するために、女性議員の割合に応じた政党交付金の傾斜配分などの制度支援が必要だと考えています。さらに、議員・候補者の仕事と生活の両立を支える環境整備も重要です。

みんなで、Change(チェンジ)・Challenge(チャレンジ)・Movement(ムーブメント)!

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正について(概要) 2021年6月16日施行

政党その他の政治団体の取組の促進(第4条)

取組項目の例示として、男女の候補者数の目標設定のほか、

- 候補者の選定方法の改善
- 候補者となるにふさわしい人材の育成
- セクハラ・マタハラ等への対策を明記

国・地方公共団体の施策の強化

- ①環境整備(新第8条)
- ②セクハラ・マタハラ等への対応【新設】(新第9条)
- ③実態調査(新第6条)
- ④人材の育成等(新第10条)

関係機関の明示(第2条第4項)

- 政党その他の政治団体の取組のほか、
- 衆議院・参議院・地方公共団体の議会
 - 内閣府・総務省その他の関係行政機関等

が適切な役割分担の下で積極的に取り組むことを明記

国・地方公共団体の責務等の強化(第3条等)

「努めるものとする」を「ものとする」に改める など

もっとみんなが政治参画できる社会にしていこう!

